

院内感染対策指針

1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など
当院における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供
を図ることを目的とする。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

1) 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、医療機関においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの方針に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。

個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険性および発生に
対して迅速に対応することを目指す。

また、院内感染が発生した事例については、速やかに補足・評価をして事例を発生させた感染対策システムの不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。

更に、院内感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を確保して患者に信頼される医療サービスを提供して医療の質向上に寄与することを基本姿勢とする。

こうした基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

2) 院内感染対策委員会

当院感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な院内感染対策委員会を設置する。

院内感染対策委員会は、各部署 1 名以上の者で構成する。

委員会は毎月第二木曜日に開催することを原則とする。また、必要な場合委員長は臨時委員会を開催することができる。

感染対策委員会の委員長は、病院長がこの任に当たるものとする。

委員会は感染に関する対策を要する事案解決のための方策を策定する。また、委

員会が必要と認めるときは、委員以外の会議への出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

掌握業務は

- (1) 院内感染対策指針及び予防対策マニュアルの作成・見直しに関すること。
- (2) 院内感染が発生した場合における緊急対策に関すること。
- (3) 院内感染に関連し、職員の健康管理に関すること。
- (4) 院内感染防止のために必要な職員教育に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項。

とする。

なお、委員会議事録記録は看護部長がこれを行う。

3) 院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

委員会は研修会・講習会を年2回以上開催することを原則とする。

研修会・講習会は教育委員会の協力を得て院内感染に関する教育と実習を行い、必要に応じて全職員対象、各部署代表を対象とするもの、特定の部署を対象にするものとする。また、院外の感染対策を目的とし各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、希望参加者の参加を支援する。

研修の実施内容（開催又は受講日時、出席者、研修項目）についてはこれを記録し、各部署に回覧する。院外の各種学会、研修会、講習については内容により職員全体会議等で伝達講習を実施し、職員に周知徹底をはかる。

4) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。

当院は、定期的に看護部長が院内ラウンドを行うことを原則とし、リスク事例の把握、評価、周知、対策、指導を行い、特記事項はこれを委員会に報告する。

5) 院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、院内感染が発生した場合には、発生部署責任者が院内感染対策委員長に報告する。アウトブレイク（集団発生）あるいは異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告し、速やかに緊急委員会を設置し、発生原因を究明し、二次感染の予防、治療の方針・指示をするとともに実施のために全職員への周知徹底を図る。また、医療に関する法律に規定される診断及び届出は基準に従い担当医師が行う。

院内で対応困難な事態が発生、疑われる場合は、三重大学病院に相談することと

する。

「院内感染発生時対応」及び「感染発生時の報告連絡体制」は別紙 1.2 に示す。
また、「アウトブレイク対応」は別紙 3 に示す。

6) 当院の院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、各部署に配布し、全職員が閲覧できる。また、一般には要請があればそれに応じるものとする。

7) その他

- (1) 当院の院内感染対策マニュアルは、最近のエビデンスに基づいたガイドラインを参考に、当院の実情に合わせて作成したものである。
- (2) 職員は、感染対策上の疑義がでた場合、委員会に意見を求めることができる。

(附則) この指針は平成 20 年 3 月 1 日より施行する。

追加・改正等の経緯

見直しにより一部追加	平成 23 年 12 月 8 日
	平成 30 年 11 月 8 日
	平成 31 年 2 月 13 日
内容確認	2023 年（令和 5 年）2 月 9 日
内容確認	2023 年（令和 5 年）8 月 3 日
一部改正	2024 年（令和 6 年）7 月 11 日
内容確認	2025 年（令和 7 年）7 月 10 日
	2026 年 7 月 2 日